

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年11月2日（平成27年（行個）諮問第177号）

答申日：平成28年6月24日（平成28年度（行個）答申第53号）

事件名：本人に係る税務調査関係書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1の「行政文書」欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月1日付け特定記号第23号により、特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象保有個人情報の一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由の要旨

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

法12条に基づく開示請求を、特定税務署長に対して行いましたが、税務署長は、法14条7号イに基づき、請求人の開示請求の大部分を「不開示」としてほとんどを「黒塗り」で通知されました。通知で受け取った資料は3100枚を超す膨大なものですが、そのうちの約200枚強が「部分開示」で、残りの2900枚強は全て「黒塗り」でした。これはあまりに納税者の知る権利を軽視した、行政の不誠実、不明朗さの体質を露呈したものではないか、と疑義を持たざるを得ません。

開示通知の資料は、第1分冊目から第12分冊目まで区分していますが、「部分開示」で示したのは第1分冊目が176枚、第2分冊目が15枚、この2つのみで、第3分冊目から第12分冊目までは、ほぼ「文書のすべて」を「不開示」として「黒塗り」になっています。

請求人が「開示」を求めた点は、法の手続きを無視した「恣意的解釈」による「更正決定処分」という不利益処分を受けたことから、特定税務署長の請求人への税務調査に対する「調査経過記録書」を主に求めたものであり、3100枚もの膨大な枚数自体が不可解な疑念を抱くも

のになっています。しかも2900枚もの全て「黒塗り」の文書は、文書であれば囲み線とか日付など不開示の対象とはならない部分も黒塗りとなっており、これでは、「1枚の黒塗り用紙」によって2900枚強全てを印刷したのではないか、と思われても言い訳のできないようなものとして写ります。行政のずさんさ、不誠実さを示したものとして、憤りと屈辱感さえ覚えるような、やり場のない気持ちを禁じ得ません。

請求人が「開示請求」を求めたのは、税務調査で、直接実地調査を行なった2回の「調査経過記録書」、取引先2か所への反面調査についての「調査経過記録書」、直接取引のない大元会社や調査対象外の新規取引先に対する反面調査の「調査経過記録書」、銀行への反面調査の日時や銀行保存資料の確認方法・資料の入手方法・調査方法などの「調査経過記録書」、請求人と特定職員Aの電話の応答の「経過記録書」、税務署への抗議や国税庁レクメモに対する対応の「記録書」、類似同業者の「選定調査記録書」などです。

開示資料のうち、第1分冊目と第2分冊目は、不開示とした部分として「復命事項」、「指示事項等」など明細を記載していますが、請求人が開示請求を求めている部分は、概括的ですが、ここに記載されているように思われます。したがって、あとの、2900枚強の「全て黒塗り」は、どのような「記録書」なのか、不開示理由に明細を述べるべきです。

請求人が、特定税務署長の特定職員Aから税務調査を受けたのは、2013年7月31日に「調査に伺いたい」との電話があったのが最初で、第1回目の調査を同年8月20日に受け、特定職員Aが「更正処分」通知を、2014年3月14日に請求人自宅のポストに入れて帰るまでの期間は227日で約7カ月半です。税務署は土日祭日は休日ですので、227日のうち77日が休日になり、差し引くと150日になります。開示請求に対する3100枚を超す開示通知資料は、日に割ると1日に20枚を毎日「調査経過記録」として記載されたことになります。

はたして、一事案の税務調査にこのような膨大な資料が「調査記録」として「報告」されるのか、常識では想定できかねるもので、にわかには信じ難い信頼性の弱いものと疑わざるを得ません。

税務署は、法の手続をまともに踏まずに不法・不当な「更正処分」を行なった以上、膨大な不開示部分は何のどの部分を「不開示」としたのか、請求人に明らかにする義務があります。納得ができるまで、本審査請求で徹底して明らかにすることを求めています。

第1分冊目と第2分冊目については「一部開示」していますが、「不開示部分」についての理由は最後の第8分冊目まで、全てが異口同音に「開示することにより、税務調査の手の内を明らかにすることにより、調査への対応を講じたり、不正手口の巧妙化を図るなど、正確な事実の

把握を困難にするおそれが生じる」としています。このような「一言」を持って「不開示事項」として決定できるとすれば、納税者への税務調査は、どのように「調査記録」として「報告」され、その集積の結果「更正処分」の決定に至ったのか知り得る余地はなく、税務行政の中は全くの闇であるとの印象は拭えず、恐るべき秘密主義の行政と断定せざるを得ません。

しかもこの「一言」は、法の規定条文ではなく、国税庁の「法解釈」によるものであり、法的拘束力を持つものではありません。さらにいえば、不開示の根拠とする「法解釈」に基づくこの「一言」は、国税庁による「判断基準」でも、「行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で判断する」としています。さらに、『支障』の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性（確実性）があると認められるかどうかにより判断する」と、法的根拠の確実さの必要性を明記しています。

請求人は、税務署長の恣意的判断の余地のない納得できる範囲での「情報開示」を、再度求めます。「不開示」とした部分は、法的根拠の蓋然性を明確に示すことを求めます。

(2) 意見書

諮問庁の「不開示とした原処分は妥当であると判断」の内容は釈然としないものです。したがって、審査請求人としては以下の点について意見を申し上げます。

(略)

諮問庁でいう「法14条7号のイ」は、行政機関が事業の適正な遂行に支障を及ぼす時期に限られた場合の適用であって、請求人の場合は、行政機関から「更正処分」という決定を受けた後の開示請求を求めたもので、適正な遂行に支障を及ぼすという、任意調査段階の時期ではないのです。税務行政から「不利益処分」の決定を受けた後であり、同条の適用は及ばないものです。

また、諮問庁は、税務調査は通常1回限りのものではない、再度の税務調査が十分想定されるとして、開示した場合は、請求人が調査方法など国税当局の情報を詳細に知り得て、今後の税務調査対策を講じ、国税当局の正確な事実の把握を困難にし、違法・不当な行為の発見を困難にするおそれがある、また、反面調査については、取引先の情報であり、公にされたら反面調査先の関係者だけでなく、取引先である納税者から税務行政の信頼は失い、国税当局への情報提供や調査協力をためらうおそれがある、としています。しかしこれは、法14条7号の解釈を、国

税当局の「予見・可能性」の憶測による、甚だしい法の拡大解釈によるもの、と指摘せざるを得ません。

(以下、略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報のうち、「⑬調査期間内に税務署への抗議及び国税庁レクメモへの記録書」に関して対象となる文書を特定し、平成27年7月1日付け特定記号第24号により、全部開示決定を行った。

また、処分庁は、本件請求保有個人情報のうち、残りの部分について、審査請求人に係る個人調査関係書類を特定し、平成27年7月1日付け特定記号第23号により、別表1に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、法14条7号柱書き及びイの不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、不開示とした部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法14条7号柱書き及びイについて

法14条7号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定しており、同号イは国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件不開示部分について

ア 法14条7号イに該当するとした部分

本件不開示部分のうち、別表1において処分庁が法14条7号イに該当するとした部分は、税務当局における確定申告書の具体的な審査事項等を記載する部分であると認められる。

当該部分を審査請求人に開示した場合には、審査請求人において、自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度など、国税当局が把握する情報を知り得ることになり、その結果、自らに対する税務調査への対策を講じるなど、所得税の賦課に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

と認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

イ 法14条7号柱書き及びイに該当するとした部分

本件不開示部分のうち、別表1において処分庁が法14条7号柱書き及びイに該当するとした部分は、審査請求人の事業に関して国税当局が入手した内容、具体的な調査方針、調査方法及び調査経過等が詳細に記載されていると認められる。

税務調査は、国税当局の判断により適時に実施されるものであり、事業等を営む個人や法人に対する税務調査については、通常、1回限りのものではなく、相当期間経過後に再度税務調査が行われることも十分に想定されるものである。

本件不開示部分のうち、別表1において処分庁が法14条7号柱書き及びイに該当するとした部分を審査請求人に開示した場合には、審査請求人において、自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度及び国税当局が行った調査の方法など、国税当局が把握する自らに関する情報を詳細に知り得ることとなるのは明らかであり、その結果、審査請求人が今後の自らに対する税務調査（再調査）への対策を講じるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

さらに、本件不開示部分には、反面調査に関する部分があるが、これらの情報は、重い守秘義務に担保された税務行政に対する納税者の理解と協力、そして信頼に基づいて反面調査先から得た、審査請求人のみならず反面調査先等に関する情報であることから、内容が一部でも公にされた場合には、当該反面調査先等の関係者だけではなく、このことを知った納税者においては、税務行政への信頼を失い、じ後、国税当局への情報提供や税務調査への協力をちゅうちょするなどのおそれがある。

このような事態が生じた場合には、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分には、法14条7号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

3 結論

以上のことから、本件不開示部分を法14条7号柱書き及びイの不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月11日 審議
- ④ 同年12月11日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 平成28年6月2日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報のうち、別紙の「⑬調査期間内に税務署への抗議及び国税庁レクメモへの記録書」に関して対象となる文書を特定し、平成27年7月1日付け特定記号第24号により、全部開示決定を行った。

また、処分庁は、別紙の⑬を除く部分について、審査請求人に係る個人調査関係書類を特定し、平成27年7月1日付け特定記号第23号により、別表1に掲げる部分（本件不開示部分）について、法14条7号柱書き及びイの不開示情報に該当するとして、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分において不開示とした部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において見分したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人を調査対象者とする個人調査関係書類に記録された保有個人情報であり、その内訳は、審査請求人に対する本件所得税調査の経過状況に関する文書、課税所得の算定方法及び審議・検討に関する文書、課税処分に関する決議書及びその添付資料、反面調査資料等であることが認められる。

また、本件不開示部分には、①調査の準備段階に関する事項（税務調査の着眼点及び参考情報（担当者が検討状況をメモした部分を含む。）、資料情報及び調査計画）、②調査過程での把握・検討に関する事項（反面調査状況、署内での事案の検討や審理に関する内容、上司等への事案の説明及び上司等からの指示に関する内容など）及び③申告内容に関する事項（国税当局の税務審査や処理方針など）等が記載されていることが認められる。

(2) 別表2に掲げる部分を除く部分について

ア 諮問庁は、本件不開示部分の法14条7号柱書き及びイ該当性について、次のとおり説明する。

(ア) 本件不開示部分が開示された場合、審査請求人において、自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度並びに国税当局の具体的な調査方針、調査方法及び調査経過等、国税当局が把握する自らに関する情報を詳細に知り得ることとなり、その結果、審査請求人が今後の自らに対する税務調査（再調査）への対策を講じるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがある。

(イ) さらに、本件不開示部分には、反面調査に関する部分があるが、これらの情報は、重い守秘義務に担保された税務行政に対する納税者の理解と協力、そして信頼に基づいて反面調査先から得た、審査請求人のみならず反面調査先等に関する情報であることから、内容が一部でも公にされた場合には、当該反面調査先等の関係者だけではなく、このことを知った納税者においては、税務行政への信頼を失い、じ後、国税当局への情報提供や税務調査への協力をちゅうちょするなどのおそれがあり、その結果として、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 本件不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、いわゆる税務調査の手の内情報や国税当局における税務審査や処理等に係る情報であり、当該部分が開示された場合、審査請求人において、自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度など、国税当局が把握する情報を知り得ることになるほか、国税当局がどのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集し、その調査結果に応じてどのように審議、検討していくかなど、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方針、調査方法等が明らかになるものと認められる。

その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められるの

で、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2に掲げる部分について

ア 別表2の番号1に掲げる部分について

別表2の番号1に掲げる部分は、所得税法216条に規定する源泉徴収に係る所得税の納期の特例の適用があるか否かを記載する欄と認められるところ、当該欄は、納税義務者である審査請求人がその適用を申請し承認を受けた事実があるか否かを示すものにすぎず、審査請求人が当然に承知している情報といえ、これを開示しても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれ又は税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、法14条7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 別表2の番号2に掲げる部分について

別表2の番号2に掲げる部分は、本件税務調査における源泉所得税の調査に係る処理の態様及び納付すべき税額についての納付指導の態様を記載する欄と認められるところ、これらの処理や納付指導の態様は、税務調査を受けた当人である審査請求人が当然に承知している情報といえ、これを開示しても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものとは認められないため、法14条7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 別表2の番号3ないし番号5に掲げる部分について

別表2の番号3ないし番号5に掲げる部分は、①原処分で既に開示されている情報と同様の情報であって審査請求人が既に承知している情報が記載されている部分又は②調査(課税)事績等が記載されていない年に係る国税当局の内部管理等に関する部分であり、かつ、何ら記載のない部分であることから、これらの部分が開示されたとしても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれ又は税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、法14条7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件請求保有個人情報記録された文書）

- ① 2013年08月20日の、第1回目税務調査についての「調査記録書」
- ② 2013年09月18日の、第2回目税務調査についての「調査記録書」
- ③ 2013年10月04日の、請求人から原処分調査担当者への電話内容の「調査記録書」
- ④ 2013年11月11日頃の、直接の取引である特定取引先Aへの反面調査を行ったことについての「調査記録書」
- ⑤ 2013年11月15日頃の、直接の取引である特定取引先Bへの反面調査を行ったことについての「調査記録書」
- ⑥ 2013年11月22日の、特定職員Aの電話対応に対し、その日の午後から審査請求人から電話で述べたことについての「調査記録書」
- ⑦ 2013年12月24日の、請求人から特定職員Aへ電話したときについての「調査記録書」
- ⑧ 2014年1月28日の、請求人から特定職員Aに電話の際、「今不在なので」といわれ特定職員Bが対応した電話内容の「調査記録書」
- ⑨ 2014年2月26日の、請求人から特定職員Bへの電話内容の「調査記録書」
- ⑩ 2014年3月14日に「更正決定通知書」を請求人に届けたが、「更正決定処分」を決めるまでの、税務署長等による決裁書及び協議の議事録等、経緯がわかるすべての「文書」
- ⑪ 銀行へ反面調査を行ったときの日時、銀行保存資料の確認方法、調査資料の入手方法など、調査方法を記載した「記録書」
- ⑫ 調査期間内に直接取引のない大元会社、又は新規（平成25年度から）取引会社への反面調査を行ったことについての「調査記録書」
- ⑬ 調査期間内に税務署への抗議及び国税庁レクメモへの記録書
- ⑭ 調査期間内に抽出した類似同業者の所在地、就業人数の規模等を記載した平成22年度22社、平成23年度4社、平成24年度15社への「選定記録書」

別表 1 (本件不開示部分)

行政文書	不開示部分	不開示理由
調査関係書類(1分冊目)	○ 21枚目の「個人課税部門重要事案審議会審議表」のうち次の部分 「調査区分」欄,「調査日数」欄及び「選定事由」欄	法14条7号柱書き及びイ
	○ 22枚目の「個人課税部門重要事案審議会審議表(付表)」のうち次の部分 「○事業概況」欄,「帳簿の有無」欄,「原始記録の保存等」欄,「電子帳簿保存適用」欄,「特記事項」欄,「○調査経過」欄の15行目から16行目まで,22行目,「○調査額の計算の過程・推計方法等」欄,「○不正の手口,仮装隠ぺいの事実及び処理事由等」欄,「○脱漏所得の処分状況」欄(項目部分を除く),「○源泉所得税の調査状況」欄(項目部分を除く),「○その他参考事項」欄(項目部分を除く),「○保有資産の状況」欄,「○統括官等及び担当者の意見」欄及び「○審議における指示・決定事項」欄	
	○ 23枚目の「個人調査決議書 営庶業所得者用(一号用紙)」のうち次の部分 「調査区分」欄及び「調査総日数」欄	
	○ 24枚目の「争点整理表」のうち次の部分 「作成理由」欄,「類型」欄,「関係税目」欄の一部,「処理見込」欄の一部,「関係法令等」欄,「経過」欄(項目部分を除く),「審理担当者等の意見」欄,「局整理欄」欄の一部及び「指導事項等」欄	
	○ 25枚目から27枚目までの「争点整理表」次葉のうち次の部分 「争点」欄,「A争点に係る法律上の課税要件, B課税要件事実」欄,「C事実認定(又は法令解釈)」欄,「D根拠となる事実,証拠書類等」欄,「E主張」欄及び「F根拠となる事実,証拠書類等」欄	

	<p>○ 30枚目の文書の全て</p>	
	<p>○ 34枚目の「個人調査事績チェックリスト（営 庶業）」のうち次の部分 「管理対象者区分」欄，「対象区分」欄，「選定 事由（所得）」欄，「選定事由（消費）」欄，「非違 端緒」欄，「連携調査」欄，「次回接触態様」欄， 「調査担当」欄，「兼業割合」欄，「資料活用」欄， 「資料収集」欄，「携行資料／重要枚数」欄，「そ の他の枚数」欄，「有効資料／重要枚数」欄，「そ の他の枚数」欄，「収集資料／重要枚数」欄，「そ の他の枚数」欄，「調査区分」欄，「税務認識度」 欄，「準備調査日数」欄，「臨場調査日数」欄，「金 融機関等日数」欄，「取引先等日数」欄，「その他 日数」欄，「同行指導日数」欄，「資料収集日数」 欄，「事績整理日数」欄，「調査総日数」欄，「予備 A」欄，「予備B」欄，「予備C」欄，「海外取引」 欄，「パソコン経理」欄，「インターネット取引」 欄及び「予備G」欄</p>	
	<p>○ 38枚目の「個人調査事績チェックリスト（営 庶業）」のうち次の部分 「管理対象者区分」欄，「対象区分」欄，「選定 事由（所得）」欄，「選定事由（消費）」欄，「非違 端緒」欄，「連携調査」欄，「次回接触態様」欄， 「調査担当」欄，「兼業割合」欄，「資料活用」欄， 「資料収集」欄，「携行資料／重要枚数」欄，「そ の他の枚数」欄，「有効資料／重要枚数」欄，「そ の他の枚数」欄，「収集資料／重要枚数」欄，「そ の他の枚数」欄，「調査区分」欄，「税務認識度」 欄，「準備調査日数」欄，「臨場調査日数」欄，「金 融機関等日数」欄，「取引先等日数」欄，「その他 日数」欄，「同行指導日数」欄，「資料収集日数」 欄，「事績整理日数」欄，「調査総日数」欄，「予備 A」欄，「予備B」欄，「予備C」欄，「海外取引」 欄，「パソコン経理」欄，「インターネット取引」 欄及び「予備G」欄</p>	
	<p>○ 46枚目から58枚目までの「調査経過記録 書」のうち次の部分</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 46枚目の「指示事項等」欄の7行目から8行目まで, 10行目から14行目まで, 24行目から25行目まで ・ 47枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の25行目から34行目まで ・ 48枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から4行目まで ・ 48枚目の「復命事項」欄の22行目から23行目まで ・ 48枚目の「指示事項等」欄の22行目から28行目まで ・ 49枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の18行目から34行目まで ・ 50枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から22行目まで, 25行目から34行目まで ・ 51枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から10行目まで, 14行目から34行目まで ・ 52枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から18行目まで ・ 52枚目の「調査事績・応接状況等」欄の19行目から20行目まで ・ 53枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の全て ・ 54枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から10行目まで, 30行目から34行目まで ・ 55枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から20行目まで, 30行目から34行目まで ・ 56枚目の「復命事項」欄の1行目から9行目まで ・ 56枚目の「指示事項等」欄の6行目から9行目まで ・ 56枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の17行目から18行目まで, 25行目 	
--	--	--

	<p>から34行目まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 57枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から22行目まで ・ 58枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から2行目まで 	
	○ 84枚目から93枚目までの文書の全て	
	○ 96枚目の文書の全て	
	○ 98枚目から103枚目までの文書の全て	
	<p>○ 104枚目から105枚目までの「着眼事項等兼チェックシート」のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 104枚目 <ul style="list-style-type: none"> 「調査対象の選定理由」欄，「比率による検討」欄（項目部分を除く），「効率による検討」欄，「調査着手前における着眼事項」欄の「（調査担当者）」欄及び「（統括官）」欄，「資料の活用」欄の「資料の種類」欄，「決済方法」欄，「調査を受ける者の預金口座」欄（項目部分を除く）及び「活用実績」欄（項目部分を除く），「資料活用上の着眼事項」欄の「（調査担当者）」欄及び「（統括官）」欄，「資料の収集」欄の「把握した事実」欄の「内容」欄の一部及び「有無」欄，「収集枚数」欄（項目部分を除く），「連絡せんによる連絡」欄の「内容」欄の一部及び「枚数」欄並びに「把握した事実に対する措置」欄の「（調査担当者）」欄及び「（統括官）」欄の一部 ・ 105枚目 <ul style="list-style-type: none"> 「調査所要日数」欄の「区分」欄の一部，「計画」欄，「指示」欄及び「実績」欄，「取引商品の符号等」欄，「取引銀行等」欄（項目部分を除く），「年月日」欄，「調査の過程における幹部の指示及び処理の既未済」欄並びに「指示者等の認印」欄 	
	<p>○ 106枚目の「平成24年分分析カードその1（営庶業所得者用）」のうち次の部分を除く全て</p> <p>「氏名」欄，「整理番号」欄，「屋号等」欄，「備考」欄，「納税地」欄，「納外住所等」欄，「業種</p>	

	<p>名」欄，「業種番号」欄，「関与税理士」欄，「電子保存」欄の全部及び「特記事項等」欄の項目部分</p>	
	<p>○ 107枚目の「平成24年分分析カードその2（営庶業所得者用）」のうち次の部分を除く全て 「氏名」欄，「業種名」欄，整理番号の記載欄及び「納税地」欄</p>	
	<p>○ 108枚目の「平成23年分分析カードその1（営庶業所得者用）」のうち次の部分を除く全て 「氏名」欄，「整理番号」欄，「屋号等」欄，「備考」欄，「納税地」欄，「納外住所等」欄，「業種名」欄，「業種番号」欄，「関与税理士」欄，「電子保存」欄の全部及び「特記事項等」欄の項目部分</p>	
	<p>○ 109枚目の「平成23年分分析カードその2（営庶業所得者用）」のうち次の部分を除く全て 「氏名」欄，「業種名」欄，整理番号の記載欄及び「納税地」欄</p>	
	<p>○ 110枚目の「調査事績事項等兼チェックシート」のうち次の部分 「現況調査」欄の「指示」欄</p>	
	<p>○ 114枚目の文書の全て</p>	
	<p>○ 115枚目の「調査手続チェックシート（管理者用）」のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「指令日」欄 ・ 「No.」欄，「日付」欄，「復命を受けた事項」欄，「決裁事項」欄及び「備考」欄の3行目から5行目まで 	
	<p>○ 116枚目のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「＜課税事績（所得税）＞」欄の「処理区分」欄の一部 ・ 「＜実地調査＞」欄の1行目（項目部分を除く） 	
	<p>○ 117枚目のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「＜課税事績（消費税）＞」欄の「処理区分」欄の一部 ・ 「＜実地調査＞」欄の1行目（項目部分を除く） 	

	○ 119枚目のうち次の部分 「入力コード」欄	
	○ 132枚目, 136枚目及び140枚目の平成 22～24年分の所得税の確定申告書B(第一 表)の「整理欄」欄の「区分」欄の一部	法14条 7号イ
	○ 150枚目から152枚目までの文書の全て	法14条 7号柱書 き及びイ
	○ 153枚目の文書の一部	
	○ 154枚目から155枚目までの文書の全て	
	○ 157枚目から159枚目までの文書の全て	
	○ 162枚目の「平成24年分の所得税の確定申 告書B(第一表)」の「整理欄」欄の「区分」欄の 一部	法14条 7号イ
	○ 164枚目の文書の全て	法14条 7号柱書 き及びイ
	○ 166枚目の文書の全て	
	○ 167枚目の「平成24年分個人カード・営庶 業用」のうち次の部分 ・ 「税理士の関与」欄の右側に記載のある「2 0年分から24年分」の項目の各年分の3行目 ・ 「調査の態様等」欄及び「処理区分(所得/ 消費)」欄 ・ 「個人情報」欄, 「要申審」欄, 「個別資料」 欄, 「区分1」欄, 「区分2」欄及び「区分3」 欄	
	○ 168枚目から172枚目までの文書の全て	
	○ 174枚目の文書の全て	
	○ 176枚目の文書の全て	
調査関係	○ 1枚目の文書の全て	法14条

書類（2分冊目）	<p>○ 2枚目から15枚目までの「調査経過記録書」のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2枚目の「指示事項等」欄の7行目から8行目まで，10行目から14行目まで，24行目から25行目まで ・ 3枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の25行目から34行目まで ・ 4枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から4行目まで ・ 4枚目の「復命事項」欄の22行目から23行目まで ・ 4枚目の「指示事項等」欄の22行目から28行目まで ・ 5枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の18行目から34行目まで ・ 6枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から22行目まで，25行目から34行目まで ・ 7枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から10行目まで，14行目から34行目まで ・ 8枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から18行目まで ・ 8枚目の「調査事績・応接状況等」欄の19行目から20行目まで ・ 9枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の全て ・ 10枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から10行目まで，30行目から34行目まで ・ 11枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から20行目まで，30行目から34行目まで ・ 12枚目の「復命事項」欄の1行目から9行目まで ・ 12枚目の「指示事項等」欄の6行目から9行目まで 	7号柱書き及びイ
----------	--	----------

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の17行目から18行目まで、25行目から34行目まで ・ 13枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から22行目まで ・ 14枚目の「復命事項」欄及び「指示事項等」欄の1行目から2行目まで 	
調査関係書類（3分冊目ないし6分冊目）	文書の全て	法14条7号柱書き及びイ
調査関係書類（7分冊目）	○ 1枚目から76枚目までの文書の全て	法14条7号柱書き及びイ
	○ 78枚目の「項目内容」欄の一部	法14条7号イ
	○ 80枚目から764枚目までの文書の全て	法14条7号柱書き及びイ
調査関係書類（8分冊目ないし12分冊目）	○ 文書の全て	法14条7号柱書き及びイ

別表 2 (開示すべき部分)

番号	行政文書	枚目	開示すべき部分
1	調査関係書類 (1分冊目)	2 2	「○源泉所得税の調査状況」欄の「納特」欄
2			「○源泉所得税の調査状況」欄の「処理」欄及び「その他参考事項」欄の「納付指導」欄
3		1 6 7	「税理士の関与」欄の右側の20年分に係る部分のうち次の部分 (1) 各年分の項目の3行目 (2) 「調査の態様等」欄及び「処理区分(所得/消費)」欄
4	調査関係書類 (3分冊目)	1 9 6	次の部分以外の部分の全て (1) 「税理士の関与」欄の右側の21年分ないし24年分に係る部分のうち次の部分 ① 各年分の項目の3行目 ② 「調査の態様等」欄及び「処理区分(所得/消費)」欄 (2) 「特記事項等」欄の「個別情報」欄, 「要申審」欄, 「個別資料」欄, 「区分1」欄, 「区分2」欄及び「区分3」欄
5	調査関係書類 (7分冊目)	5	次の部分以外の部分の全て (1) 「税理士の関与」欄の右側の20年分に係る部分のうち次の部分 ① 「調査(課税)事績」欄 ② 「調査等の増差額等」欄の「所得金額」欄 (2) 「税理士の関与」欄の右側の21年分ないし24年分に係る部分のうち次の部分 ① 各年分の項目の3行目 ② 「調査の態様等」欄及び「処理区分(所得/消費)」欄 (3) 「特記事項等」欄の「個別情報」欄, 「要申審」欄, 「個別資料」欄, 「区分1」欄, 「区分2」欄及び「区分3」欄

(注) 「枚目」については, 各分冊における通しの頁を示す。